

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

柳川市内には武家住宅や社寺だけでなく、旧堤防やもたせの構造を持つ石橋、水門、レンガ塀など、自然や歴史、営みによって特性を表す建築物や工作物が多数存在し、それらの多くは、地域の良好な景観形成の重要な核となっています。

そこで、貴重な景観資源を後世に引き継いでいくために、地域住民の共通認識が得られる建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行います。

(2) 景観重要建造物とは

建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

(3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要建造物として指定します。

①地域の自然や歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成の核となっているもののうち下記のいずれかに該当する建造物

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・地域のシンボルとなっている建造物
- ・優れたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・観光名所となっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

②道路などの公共空間から、誰もが容易に見ることができる建造物

③所有者または管理者が維持管理を行うことができる建造物

【対象とならない重要建造物】

国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているもの

※ P76、77 に景観重要建造物の指定候補の一覧と位置図を掲載しています。

2. 景観重要樹木の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

柳川市内の樹木の大半は、自然に発生したものではなく、農村部の掘割護岸を根固めするためのヤナギやメダケ、社寺林としてのクスやマツなど、農村開発と共に人々の手により植栽されてきたものです。また、市街地の掘割沿いや社寺境内に見られる樹木の多くは、城下町を守るための城壁として植栽されたものです。いずれの樹木も地域の歴史や暮らしを物語る景観を形成しています。

地域の良好な景観形成の核となっている貴重な資源を後世に引き継いでいくために、地域の共通認識が得られ、景観上必要不可欠である樹木を景観重要樹木として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行います。

(2) 景観重要樹木とは

地域の景観上重要な樹木を所有者の意見を尊重し、市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は市長の許可が必要となります。また、市長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

(3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要樹木として指定します。

- ①地域の自然や歴史、文化などからみて、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- ・地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢、樹容などからみて景観上優れているもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの

- ②道路などの公共空間から、誰もが容易に見ることができる樹木または樹木群

- ③所有者または管理者が維持管理を行うことができる樹木または樹木群

【対象とならない重要樹木】

特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているもの

※ P78 ～ 80 に景観重要樹木の指定候補の一覧と位置図を掲載しています。

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、特に良好な景観づくりのために重要な公共施設を、景観重要公共施設に指定します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって、積極的な景観づくりを先導します。

2. 景観重要公共施設とは

下記のうち良好な景観形成のために必要なものを景観重要公共施設に指定することができます。

- ・道路法による道路
- ・河川法による河川
- ・都市公園法による都市公園
- ・海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- ・港湾法による港湾
- ・漁港漁場整備法による漁港
- ・然公園法による公園事業に係る施設
- ・その他政令で定める公共施設

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに追加又は変更を要請することができます。

【整備に関する事項を設定する対象の例】

整備に関する事項とは、景観上配慮すべき事項について定めるもので以下のものを対象とします。

- ・道路の舗装
- ・照明柱、標識、信号柱、横断防止柵、車止め
- ・植栽及び街路樹
- ・案内サイン、ベンチ など



舗装・車止め・街路樹の
一体的な整備事例

【占用等の許可の基準を設定する占用物件の抽出例】

許可の基準とは、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるもので、以下のものを対象とします。

- ・バス停留所の上屋
- ・電話ボックス
- ・電線共同溝地上機器



景観に配慮した
電話ボックスの例

3. 指定の方針

下記の①～④に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②柳川市の玄関口となる公共施設
- ③柳川市の特徴を表している公共施設
- ④観光地柳川にふさわしい魅力ある景観づくりが必要な公共施設

4. 整備に関する方針

(1) 景観重要道路

<p>指定箇所：有明海沿岸道路、国道 208 号、国道 443 号、(主) 大牟田川副線 将来指定を検討する箇所：旧城下町地区内の道路</p>

- ・有明海沿岸道路及び国道 208 号については、管理者が制定した色彩・デザイン指針等に基づき、良好な景観形成を推進することとする。
- ・エリアごとの景観特性に配慮した、形態・意匠、色彩とすることとし、連続性のある区間では同一の規格・仕様となるように努めること。
- ・広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることのないよう、道路景観の連続性に配慮すること。
- ・市内の河川に架かる橋梁などについては、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望ましい場合があるため、地域住民との合意形成に努めること。
- ・緑豊かで潤いある景観づくりを進めるため、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ること。
- ・城堀周辺地区や旧城下町地区においては、地域が目指す将来像や沿道の建築物との調和を図りつつ、彩度や明度の高い塗装を避けるなど、趣のある整備を行うこと。また、埋設物の工事後の仕戻し工事は、修景上、違和感が生じないよう配慮すること。
- ・田園エリアや有明海・干拓地エリアにおける、ガードレールなど防護柵については、周辺景観に調和する景観色を使用すること。

(2) 景観重要河川

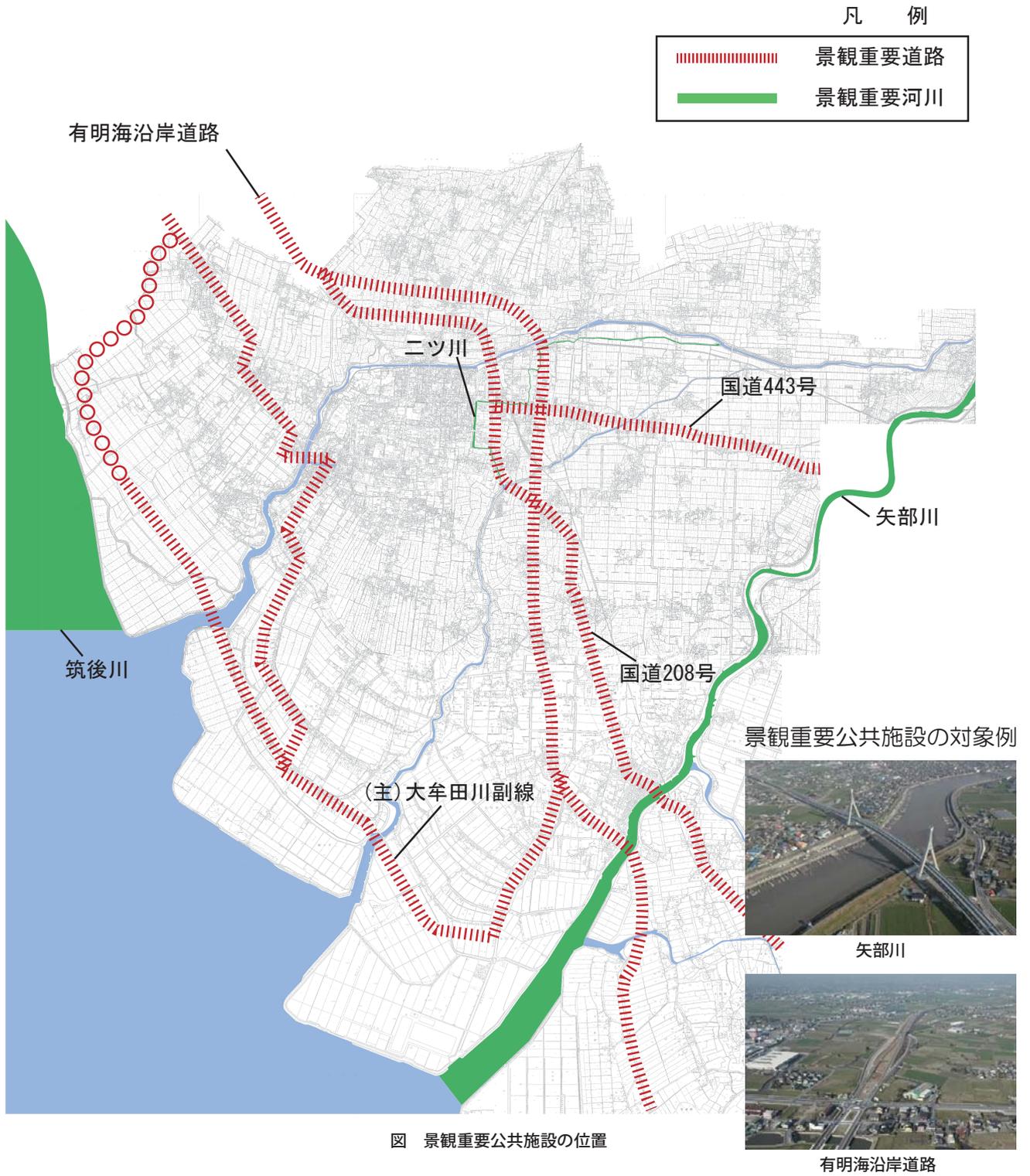
<p>指定箇所：矢部川、筑後川、二ツ川 将来指定を検討する箇所：沖端川（沖端エリア）</p>
--

- ・矢部川及び筑後川においては、各河川の河川整備基本方針並びに河川整備計画に基づき、良好な景観形成を推進することとする。
- ・河川整備においては、河川景観の保全に努めると共に貴重な動植物が存在する場合は、生態系に配慮すること。
- ・地域に親しまれ特有の歴史的景観をつくり出してきた井堰、荒籠、石橋、樹木などについては、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努めること。
- ・構造物などは、自然景観との調和に配慮し、主張を抑えたデザインとすること。

景観重要公共施設の指定箇所

道路・・・有明海沿岸道路、国道 208 号、国道 443 号、(主) 大牟田川副線

河川・・・矢部川、筑後川、ニツ川



第7章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

1. 屋外広告物に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

屋外広告物法第2条第1項において規制の対象となる「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの”などをいい、営利的なもの、非営利的なものどちらも該当します。

屋外広告物は、壁面広告や、野立広告物などの典型的な広告だけでなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物などに投影される画像までも含んだ幅広いものであり、今後、時代の進展とともに、表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。

良好な景観の形成のために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより、安全性を確保するという視点も重要となります。

特に、交差点部における野立て広告の掲出は、ドライバーの注意を削ぎ、交通事故の要因になることから、これらの範囲においては、屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

また、観光客の目に触れることの多い城堀周辺などの重点地区においては、地域の景観特性に配慮した色彩とし、規模や数量などに対しても配慮します。

特に、城堀周辺地区においては、事業者と連携しながら、地区協定に基づくのぼり旗等の簡易広告物の色彩や数量の規制を視野に入れた運用を図っていきます。

(2) 柳川市の屋外広告物の現状と問題点

市内の22本の幹線道路沿いや城堀沿いの全ての屋外広告物について調査を行いました。調査方法については、確認された屋外広告物について、「自家用広告物か貸出広告物か」、「広告物の掲出タイプ(壁面、壁面突出、野立て、簡易など)」という分類を行い、場所ごとに掲出件数とそのタイプを把握しました。調査の結果、以下のような問題点が明らかになっています。

- ・ 幹線道路沿い(特に交差点部)における「貸出タイプの野立広告物」の氾濫
- ・ 観光拠点における「のぼり旗」の氾濫
- ・ 1箇所もしくは1軒に対する複数の広告物の設置
- ・ 派手な色彩の広告物の氾濫
- ・ 夜間の点滅照明や遊技場の看板照明など
- ・ 城堀沿いにおける屋外広告物の氾濫

(3) 屋外広告物に関する景観誘導指針

前述の基本的な考え方に基づき、屋外広告物の表示または設置に関する景観誘導指針を次のとおり定めます。指針については、矢部川流域景観計画において定められたものを参考に、柳川市景観計画における独自の誘導指針として設定しています。

なお、現在柳川市においては、福岡県が制定する「福岡県屋外広告物条例」に基づく規制を行っていますが、今後、前述の基本的な考えを具体化していくために、市民や事業者の意識向上を図りながら、屋外広告物法に基づく柳川市独自の屋外広告物条例の制定など状況に応じて段階的に取り組みを行っていきます。

① 広告物の規模

- ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とする。
- ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化する。
- ・主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ・のぼり旗などの簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとする。

② 周囲との調和

- ・まち並みの景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。
- ・建築物、工作物に付属させるタイプの広告物については、周辺環境と同時に、当該建築物、工作物との調和を図り、壁面の大部分を広告物が占めることがないように配慮する。
- ・スカイラインを乱す屋上広告物は、表示又は設置しないよう努める。
- ・野立て看板が、田園風景や遠くに見える山並みなどの自然景観を阻害しないようにする。

③ 色彩や光の使い方

- ・屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ・動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設置しないよう努める。
- ・反射効果のあるもの、電光表示装置などを用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないよう努める。

④ 設置の制限

- ・景観重要公共施設である「有明海沿岸道路」については、九州自動車道と同様、展望に配慮する道路として位置付ける。
- ・重点地区である「城堀周辺地区」においては、屋外広告物を設置しないように努める。